

かつらぎ町と国立大学法人和歌山大学との包括連携に関する協定書

令和5年11月21日

かつらぎ町（以下「甲」という。）と国立大学法人和歌山大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下、「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、相互に協力し、地域社会の発展と学術の振興に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、双方が有する人的・物的資源を有効に活用し、教育研究活動や共創事業等に取り組むものとする。

2 甲及び乙は、この協定に基づく相互の連携を円滑に推進するため、定期的な協議に努め、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から改廃の申し出がないときは、有効期間が1年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

（個人情報の保護）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づき取り扱う個人情報及び知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律に従い、適正に管理しなければならない。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲乙間で誠意をもって協議し、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有する。

（甲）和歌山県伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160

かつらぎ町長

中阪 雅則

（乙）和歌山県和歌山市栄谷930

国立大学法人和歌山大学
学長

本山 貞